

産後のおかあさんを
応援します！

鎌ヶ谷市産後ケア事業



鎌ヶ谷市では、住所を有する生後4か月未満の産後ケア事業を希望する方を対象に、宿泊型・通所型・訪問型の産後ケア事業を実施しています。宿泊型・通所型・訪問型を合わせて7日以内ご利用いただけます。

【サービス内容】

◆お母さまのケア（健康状態の確認・心身のケア・休息）◆お子さまのケア（体重・栄養状態の確認など）

◆その他(育児相談、授乳指導、沐浴指導など)

【実施機関】

◆宿泊型・通所型 実施機関名	住所 電話番号	宿泊型				通所型		
		実施	他院 分娩	退院直 後のみ	食事代 朝・昼・夕	実施	他院 分娩	食事代 昼
愛育レディース クリニック	〒274-0071 船橋市習志野5-8-16 047-476-1103	○	○		自己負担 なし	○	○	自己負担 なし
ありのみ助産院	〒273-0021 船橋市海神 2-2-16-205 047-401-8567	×				○	○	自己負担 なし
共立習志野台病院	〒274-0063 船橋市習志野台 4-13-16 047-466-3018	○	○		自己負担 500 円	○	○	自己負担 500 円
くぼのやウィメンズ ホスピタル	〒277-0023 柏市中央2-2-12 04-7163-1021	○	×	○	自己負担 600円	○	○	自己負担 200 円
千葉西総合病院	〒270-2251 松戸市金ヶ作107-1 047-384-8111	○	○		自己負担 なし	×		
ファミリー産院 いちかわ	〒272-0803 市川市奉免町201-5 047-339-7033	○	○ ※1 か月健 診前まで		自己負担 2,000円	×		
船橋青い空こども クリニック	〒273-0861 船橋市米ヶ崎町 651-1 047-407-0201	×				○	○	自己負担 なし
船橋二和病院 ※生後 60 日まで	〒274-0805 船橋市二和東5-1-1 047-448-7111	○	○		自己負担 なし	○	○	自己負担 なし
山口病院	〒273-0031 船橋市西船5-24-2 047-335-1072	○	○		自己負担 なし	○	○	自己負担 なし
みみずく助産院	〒274-0077 船橋市薬円台 6-10-16 101 047-402-3891	○	○		自己負担 なし	○	○	自己負担 なし
レ・アーリ助産院	〒273-0111 鎌ヶ谷市軽井沢字遠山 2098-1 070-3132-2536	×				○	○	自己負担 なし

※くぼのやウィメンズホスピタルについて、事前にホームページでキャンセルポリシーをご確認ください。

◆訪問型◆事業者名	住所・電話番号	実施場所
千葉県助産師会	〒264-0003 千葉市若葉区千城台南 1-2-6-205 号 043-371-2425	自宅

※食事代は施設によ
って異なります。
宿泊型 3,000 円、
通所型 1,000 円を
超えた金額が自己負
担額となっています。

※訪問型の利用について、利用日の前日 17 時までにはキャンセルの連絡無く利用しなかった場合は、委託料全額をお支払いいただきますのでご注意ください。

【お問い合わせ】 鎌ヶ谷市役所 健康増進課 母子保健係
〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1
【TEL】047-445-1393 【FAX】047-445-8261



【利用料金・利用条件】

		委託料	区分	自己負担額	食事
宿泊型	基本料金	33,000円/日	課税世帯	5日まで 800円/日 6日以降 3,300円/日	3食
			非課税世帯	0円/日	
			生保世帯	0円/日	
	多胎児加算	4,400円/日	課税世帯	400円	
			非課税世帯	200円	
			生活保護世帯	0円	
通所型	基本料金	20,000円/日	課税世帯	5日まで 100円/日 6日以降 2,000円/日	昼
			非課税世帯等	0円/日	
			生活保護世帯	0円/日	
	多胎児加算	2,000円/日	課税世帯	200円	
			非課税世帯	100円	
			生活保護世帯	0円	
訪問型	基本料金	14,000円/日	課税世帯	5日まで 0円/日 6日以降 1,400円/日	なし
			非課税世帯等	0円/日	
			生活保護世帯	0円/日	

※1 実施施設で行うオプションサービスや有料個室は、別途負担となります。

※2 食事代は施設によって異なります。宿泊型 3,000 円通所型 1,000 円を超えた金額が自己負担額となっています。

利用の流れ

※詳しい内容や説明は健康増進課までお問い合わせください

① 健康増進課に相談 (妊娠36週以降)	ご希望の実施機関と利用日がお決まりになりましたら、健康増進課母子保健係にご相談ください。地区担当保健師がお話を伺います。
② 実施機関に問い合わせ	健康増進課から実施機関に問い合わせをし、その結果をお母様にご連絡させていただきます。
③ 申請書の提出	「鎌ケ谷市産後ケア事業利用申請書」を提出していただきます。お母さまやお子様(産後の場合)の体調、ご家庭の状況や育児のお困りごと等を面談で伺わせていただきます。
④ 利用承認通知書の発行	「利用承認通知書」を発行いたします。
⑤ 利用施設への連絡	利用施設へご自身でご連絡していただきます。受付時間や持ち物、その他の注意事項等を利用施設へお問い合わせください。
⑥ 利用	ご利用の際は「利用承認通知書」を利用施設の担当者にご提示ください。なお、利用料金の自己負担金は利用終了後に契約施設に直接お支払いください。 ※キャンセルの場合は、必ずご自身で利用施設及び健康増進課にご連絡ください。
⑦ 事後調査	アンケートの回答をお願いします。 担当保健師が、利用後のご様子や体調などを伺うこともあります。産後ケア利用後も安心して無理なく育児に取り組めるよう支援をさせていただきます。

※母子のいずれかに入院や治療の必要や感染症の疑いがある場合は原則として利用できません。

また、利用中に治療が必要になった場合は、安全上の理由から利用を中止していただくことがあります。

※予防接種当日や翌日はなるべくご利用をお控えください。

□タワクチン等の生ワクチンは施設により 10 日程度の利用不可期間があります。

※急な利用の中止は、施設の規定に基づきキャンセル料が発生することがあります。

※施設の状況により、ご希望の日に利用できないことがあります。

※申請からご利用まで最長で2～3週間かかることがありますのでご了承ください。

